

宮城県 第3回「環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム
～一時保管が続く稲わらなどの安全な処理に向けて～」
平成27年10月13日

司会：それでは時間になりましたので、これより「第3回 環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム」を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます、環境省の清丸と申します。よろしくお願いいたします。本日は平日のお忙しい中、「第3回 環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム」にご参加いただきまして、ありがとうございます。開会に当たりまして、環境省の指定廃棄物対策担当参事官の室石よりごあいさつを申し上げます。

室石参事官：ただ今御紹介いただきました、環境省の室石でございます。今日はよろしくお願いいたします。本日は御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。最初に東日本大震災により被災された皆さまに、改めてお見舞いを申し上げます。また、東京電力の福島第一原発により、事故に伴って放出された放射性物質の影響で、いまだ大変な御苦勞をおかけしているということについて、深くお詫びを申し上げます。大変申し訳ございません。

指定廃棄物の課題に関しては、詳細調査の候補地になった自治体以外の県民の皆さまも、大変御興味があるだろうと思っております。そういった関係で、このフォーラムというものを、今日は第3回ということで開かせていただいております。曜日を変えたりとか、場所を変えたりということを以前も申し上げましたけれども、今日は仙台から離れて、こちらで開催をさせていただきます。今日も今までと同様、まず、私どもから説明をさせていただき、その後で御質問をお受けするという形をとらせていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

また、こういうフォーラムを開催する意義ですけれども、できるだけ皆さま方に丁寧に御説明をしていき、御理解を賜る努力をするということは、前の望月大臣の方針でしたけれども、新しく環境大臣になりました丸川大臣も、その方針を引き継いでいくことを表明しておられるということ、改めて申し上げたいと思います。

今日はどうかよろしくお願いいたします。

司会：それでは登壇者の御紹介をさせていただきます。まず、環境省からは、先ほ

どごあいさつさせていただきました、指定廃棄物対策担当参事官の室石でございます。

室石参事官：よろしくお願いたします。

司会：指定廃棄物対策担当参事官室の山崎でございます。

山崎補佐：山崎です。よろしくお願いたします。

司会：指定廃棄物対策担当参事官室の新崎でございます。

新崎補佐：新崎です。よろしくお願いたします。

司会：国の指定廃棄物処分等有識者会議の座長を務めていただいております、公立鳥取環境大学客員教授の田中座長でございます。

田中座長：田中です。どうぞよろしくお願いたします。

司会：同じく有識者会議の委員を務めていただいております、国立大学法人東京海洋大学大学改革準備室教授の谷委員でございます。

谷委員：谷でございます。よろしくお願いたします。

司会：ここで本日の進め方について、簡単に御説明いたします。本日のフォーラムは2部構成としております。第1部は、環境省及び有識者会議委員による説明です。具体的には、環境省から指定廃棄物に関する全般的な説明を行った後、有識者会議委員の方々から、これまでの有識者会議での取組の状況や、科学的・技術的な観点から御説明をいただく予定です。できるだけ簡略化して御説明申し上げたいと思います。引き続き第2部ですけれども、会場の皆さまから御質問、御意見などをいただきまして、登壇者がお答えする意見交換を行う予定でございます。全体の御時間の目安として、会場等の都合がございまして、2時間程度を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

なお、本日のフォーラムは、マスコミの方々も出席しております。フォーラムの開催中は全て撮影可能としております。そのため、会場の皆さまにおかれましては、あらかじめ御承知おきいただきますよう、お願いたします。また、環境省においても本日の開催の様子を記録にとどめ、後日議事録を公開するとともに、今後の広報活動などに活用させていただく予定です。その際には、御参加の方々の御顔が写らないように撮影するなど、プライバシーには十分配慮させていただきます。こちらにつきましても、併せて御承知おきいただきますよう、お願いたします。

最後に私からもう1点、御手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。御手数ですけれども、受付でお渡ししたこちらの資料について、確認いただければと思います。1つ目が、こちらの「宮城県第3回環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム」と書いております、横向きホチキス留めの説明資料がございます。その次に、3つございますけれども、「詳細調査候補地の図集」としまして、深山嶽、下原、田代岳の3つの詳細図集、それぞれのホチキス留めの横の資料がございます。こちらは、昨年の関係者会談でお配りしているものそのものですが、その際の資料をそのままお付けしております。あと、3つ目が、「指定廃棄物の課題解決に向けて」と書いてあります、A4の縦のパンフレットでございます。最後にもう1つ「参加者アンケート」と書いておりますけれども、A4、1枚のアンケート用紙でございます。資料、御手元にない方いらっしゃいますでしょうか。そのようでしたら、手を挙げてお知らせいただければと思います。係員がお持ちいたします。よろしいでしょうか。それでは早速ですけれども、第1部に移ります。

会場：その前に進行について、よろしいですか。今日は、先ほどお話ありましたけれども、進行はなるべく説明は短くというふうにお話しいただきました。それは大変、私感謝しております。また、仙台だけじゃなくてここで、県北の古川で開くってということにも感謝しております。また、この5ページにおいて、平成23年度の指定廃棄物解決に向けたフォーラムの中で、1番目の「指定廃棄物とは何か」ということで、ここに第一原子力発電所から東京電力発電所というふうに名前が加わりましたことですね、私たちが言ったことが伝わったことが、私感謝しております。それでですが、今日の説明会については、話し合いを、質問について、質問状について、そういう答えを、時間を長くしてもらいたいと思います。長くして、そして私たちの声をたくさん聞いてもらいたいと思います。もちろん今日初めて参加した人については、優先的に質問を聞いていただきたいと思います。しかし説明は、これと同じように長々と60分なんていりませんので、30分ぐらいにさせていただきたいなと思いました。理由は何かというと、今ですね、今日、今フォーラムで皆さんやっていますけれども、実は片方ではフォーラム、片方では今日、加美町に環境省の皆さんが来てますね。ですから、片方では「皆さんどうぞ」と良い顔をして、片方では強烈に、早く詳細調査をしろというような、こう

いうやり方に対しては、私は非常に怒りを感じています。その辺をしっかりと踏まえて、今日話し合いに参加していただきたいと思います。終わります。

司会：はい、御意見ありがとうございます。第2部の意見交換、できるだけ時間を取りたいと思いますので、これから第1部の説明になりますけれども、できるだけ簡潔に御説明申し上げたいと思います。それでは参事官室の山崎から御説明いたします。

山崎補佐：それでは、資料の説明に入らせていただきます。まず、本日の資料の構成ですが、3ページ目をご覧ください。まず、指定廃棄物とは何か。そして、現状どのようになっているか、どうやって処理するのか。そして、候補地がどのように選定されたのか。そして、これまでのフォーラムの主な御意見に対する環境省の考え方を整理したものです。こうした構成になっております。では5ページをご覧ください。

まず、指定廃棄物とは何かという点ですけれども、東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放射性物質が放出されまして、これらが稲わらの一部などに付着した結果、放射能濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超えるものが発生しました。このうち、環境大臣が指定したものが指定廃棄物でございます。この指定廃棄物については、国が責任を持って処理をするということになっております。次、6ページをご覧ください。まず、宮城県内に指定廃棄物がどれくらいあるのかということですが、合計で約6,000トンほどございまして、内訳といたしましては、浄水発生土が約1,000トン、農林業系副産物、これは稲わらとかそうしたものですけれども、これが4,900トン、その他のもの、これが100トンということでございます。また、放射能濃度ですけれども、大半が8,000から30,000ベクレルという状況でございます。次に7ページをご覧ください。この指定廃棄物というものについて、よく聞く御心配の声といたしましては、原子力施設などから発生する放射性廃棄物のようなものではないかと、非常に心配の声を聞いておるところですけれども、この7ページの絵を見ていただければと思いますが、原子力発電所から発生するような放射性廃棄物、こうしたものとは全く違うものですということを、理解いただければと思います。次に8ページをご覧ください。この8ページには、放射線の特徴を整理して書いております。まず、放射線の特徴については、放射線を出す能力ですね、これは

時間が経てば経つほど小さくなるという傾向がございます。こちらの右側の表に、物質ごとに半減期、つまり半分の量になる時間が書いてありますが、これを参考に見ていただければと思います。今回の指定廃棄物に含まれておりますのは、この中で赤い四角で囲ってあるセシウム137、そしてセシウム134、この2つでございます。次に9ページをご覧ください。もう1つの放射線の特徴といたしまして、放射線は物を透過するような能力がありますけれども、コンクリートとか土とか、そうしたもので遮るということも可能でございます。ですから、放射線の影響を少なくするポイントといたしましては、放射線を遮る。そして、距離が離れば離れるほど、その影響も小さくなるので、一定の距離をとる。こうしたポイントがあるので、指定廃棄物の管理についても、これらの原則に基づいて管理をしているところでございます。では、次に11ページをご覧ください。では現状、指定廃棄物どうなっていて、どうやって処理するのかということについて説明いたします。まず、現在、宮城県内39カ所で一時保管がされております。この状況につきましては、この11ページの写真にあるように、例えばビニールハウスとかテントとか、そうしたもののの中に、丈夫な袋に入れた状態で保管がされているという状況でございます。これらは、環境省の職員も定期的に見に行くとか、そうした形で管理をしているところですが、長期的に見ますと、大規模な台風、竜巻、また先日も大きな水害がございましたけれども、そうした突発的な自然災害に対しては、やはり飛散・流出のおそれがある点は否めないという状況でございます。ですから、一時保管の状況というのは、長期にわたって管理するという方法といたしましては、適切ではない、集約した処理が必要であると考えております。では、どのような管理をしていくのかという点につきまして、13ページをご覧ください。まず、県内約40カ所に分散して保管されている指定廃棄物ですが、これを県内1カ所に集約して処理することを考えております。施設は堅固なものということで、コンクリート2重構造の施設を考えておりますが、そうした堅固な施設にして、長期にわたって国が責任を持って管理をする。また、施設の監視、補修、緊急時の対応、そうしたものも迅速に行うことができるので、現在の一時保管よりもはるかに安全に管理できると考えております。次に、14ページをご覧ください。また、この施設ができてしまうと、全国から放射能に汚染された廃棄物が集まって来るのではないかというような、御心

配の御声もよく聞いておりますが、他県の指定廃棄物を持ち込むことはないという事は、御約束させていただきます。また、法律においても県内処理を明記しているという状況でございます。次に、処理の流れですけれども、まず、燃えるものは焼却をする、燃えないものはそのまま管理して、施設の中に入れます。次に16ページをご覧ください。まず、燃えるものは燃やすということで、この施設に焼却炉を併設することを考えております。焼却するという事で、非常に御心配の声も聞いておりますが、バグフィルターなど高性能の排ガス処理装置、こうしたものを使用して放射性物質をほぼ完全に除去するという事を考えております。また、排ガスもモニタリングをして、結果は公表するという事を考えております。次に、17ページと18ページをご覧ください。この17ページ、18ページにあるように、バグフィルターによるセシウムの除去性能ですが、ほぼ100パーセント除去できているという状況でございます。次に、どのような施設の構造であるかという点ですけれども、19ページ、20ページをご覧ください。まず、構造については、コンクリート2重構造で囲ったしっかりした施設ということで、管理に当たりましては、国の職員が常駐をして、敷地内の空間線量と地下水の状況、こうしたものをモニタリングしていく。また、上には遮水性の高い土などで覆いをして、水が入りにくくするような工夫も考えております。また、一定の時間が経った後、これは将来的な管理の在り方の一つのイメージですけれども、管理点検廊にベントナイト混合土を充てんして、これによって放射性セシウムが外に出ることを防ぐような構造を考えておるところでございます。次に、22ページをご覧ください。国が随時モニタリングを実施して、結果についてはウェブサイト等で公表するという事を考えております。次に、ではこの詳細調査を行う場所をどのようにして選んだかという点についてですが、24ページをご覧ください。こちらに全体の流れが書いておまして、選定の手法といたしましては、県内自治体との意見交換、そして科学的・技術的な知見、そうしたものを踏まえて選定をしている。現在、その詳細な調査を行う場所を公表したという、この青い色を付けているところですが、ここの段階にあります。この後、最終的な候補地の決定までには、さらに安全性等の確認のため地質調査等を実施して、その結果を有識者会議で評価を行って、最終的な候補地を決定するという事でございます。次に、25ページをご覧ください。今の選定の流れ

について個別に説明いたします。まず、市町村長会議と有識者会議、この2つを開催いたしまして、地元の意見を重視するための市町村長会議、そしてもう1つは科学的・技術的な観点から評価をいただくための有識者会議を設置して、議論を重ねてまいりました。その上で、どういう場所が選ばれているのかというところですが、まず、対象といたしましたのは、5県に共通するルールとして、5県というのは宮城以外にも栃木県や茨城県、千葉県、そうしたところがありますけれども、市町村長会議で議論をして、宮城県では国有地のほかに県有地も対象に選定をしました。その上で、あらかじめ安全などの観点から避ける地域を除外いたしまして、これには自然災害を考慮して安全な管理に万全を期すために…
会場：災害は考慮してないぞ。

司会：すみません、御質問がございましたら第2部のときをお願いいたします。

山崎補佐：避けるべき地域を除外しております。また、自然環境を特に保全すべき地域を除外、さらに史跡名勝、天然記念物、こうしたものも除外しております。次に、27ページをご覧ください。宮城県独自のルールといたしまして、このほか観光地への影響を配慮して、観光地も除外しております。また、宮城県では必要な面積、これは宮城県の指定廃棄物の量を基に計算しておりますが、必要面積は2.5ヘクタールですので、この面積を確保できるなだらかな土地を抽出しております。その結果抽出された場所について、以下の3つの評価項目を用いて評価を行っております。1つ目は生活空間からの距離ということで、これは最寄りの住居からの距離が遠ければ遠いほど、点数が高くなる。次に、水源からの距離ということで、取水堰とか井戸とか、そうしたものから遠ければ遠いほど点数が高くなる。そして、さらに自然の豊かさということで、植生自然度を指標として用いまして、植生自然度が低ければ低いほど点数が高くなるという方法をとっております。次に、29ページをご覧ください。こうして評価をした結果、平成26年の1月、もう1年半以上前になりますが、市町村長会議で栗原、大和、加美の3市町の3カ所を詳細調査候補地として公表いたしました。次に、30ページをご覧ください。これまで詳細調査の現地視察ですとか、3市町との会談とか、そうしたものを繰り返してきておりまして、31ページですが、詳細調査の開始としては、8月上旬に県から、県内の市町村長の総意として詳細調査を受け入れるということで、詳細調査に着手したところでございます。次に32ページ。

これはまだ実施してはおりませんが、その詳細調査の中で、今後ボーリング調査等を行って、地表・地質踏査とかボーリング調査、そのほか弾性波探査、そうしたものを行いまして、自然災害に対する安全性ですとか、地盤の安定性、そして、その施設まで道路の確保が可能かどうか、そうしたものを調べまして、総合的に評価を行いたいと考えております。そうして有識者会議で評価していただいた上で、最終的な候補地が決まるという流れでございます。次に、これまでのフォーラムでいただいた御意見につきまして、こちらにつきましては前回、前々回と回答した内容でもございますので、簡単にどういうことが書いてあるかを説明させていただきます。まず、36から39ページは、第1回、第2回の会議の中で、どのように選定を進めてきたのかというのを確認するというような質問が多くございましたので、まず、あらかじめ除外する項目を説明した上で、こちら37ページは、どういったデータを使って、どのような作業を行ったのかということが書いております。また、GISというソフトを使って土地の抽出を行っておりますので、GISでそれぞれ地滑り地形を除外するとか、砂防指定地に該当するエリアを除外するとかというのが、どういう形で行なわれたのかということイメージとして示したものが、38ページでございます。また、39ページは、それぞれに使用した図面、こうしたものを付けております。また、これは、冒頭に配布資料一覧で説明をしたとおり、後ろにどういうものを使ったのかというのを参考として付けております。また、これまでの会議の中で、上流部に施設があるということに対する御不安の懸念、特に水源への影響について懸念する声がありましたので、水源への影響についての考え方を書いております。まず、地下水や雨水の浸入を防ぐほか、水を排出しないような施設にする。その上で定期的にモニタリングをして、しっかり管理していくということが、考え方として書いております。次に、41ページ。これもコンクリート構造物ですけれども、本当に100年以上もつのかという点についての御心配の声を聞きましたので、コンクリートの耐久性に関する資料も用意しております。また、42ページにつきましては、どんな施設も壊れるかもしれない、安全神話に乗っかってはいけないというような御指摘をいただきまして、まず、施設を堅固なものにするだけでなく、その後の管理においても万が一のミス、そうしたものがないようにするとか、災害対策もしっかり行う、そうしたことを考え方として整理しております。また、

過去の1回目、2回目のフォーラムの中で、福島に持って行くのが合理的ではないかというような御意見もいただきました。そうした御意見について、環境省の考え方といたしましては、これ以上の負担を福島県にかけることはできない、各県内で処理をするという基本方針については、堅持するというを考えております。また、8,000ベクレルの基準は、何でこれが決まったのかというような御質問もありましたので、これは廃棄物の処理をする作業員、こうした方にとっても安全が確保できる基準として作られたものですということを説明しているところでございます。その外放射線の基礎知識ということで、参考になるような資料を載せておりますので、45ページ以降は、ご関心のある方に参考として見ていただければと思います。説明は以上でございます。

司会：続きまして、有識者会議の座長である田中先生に、これまでの有識者会議での取組について御説明いただきたいと思います。田中座長、よろしく願いいたします。

田中座長：座って失礼します。皆さん、こんばんは。有識者会議の座長を務めております田中です。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。有識者会議は、廃棄物処理、有害物質のリスク管理、地質、構造、それから放射線の管理の専門家から成っております。私の専門は廃棄物処理を専門としております。今日のフォーラムの目的ですけれども、指定廃棄物の課題解決ということになっております。指定廃棄物はそこに存在するだけで腐敗し、悪臭を発生する、害虫の繁殖になるといったことから、公衆衛生の面からも問題を起こします。それに加えて放射性物質によって汚染されていますので、放射線にばく露されるという可能性を心配されるわけです。また大きな災害が起こりますと、このような指定廃棄物が流出・飛散して、放射性物質によっていろいろなところが汚染するということが心配されるわけです。これが課題ですので、この課題を解決するために、今さっきお話がありましたように、39カ所に分散して一時保管されている指定廃棄物をできるだけ早く、安全な処理施設に運んで行って処理をしなければなりません。今のよう状態をできるだけ早く改善しなければいけないと思っております。それで、放射線の影響を少なくする方法ですけれども、放射線を遮蔽する、それから距離を離れたところにいる、加えてばく露時間をできるだけ短くするということが大事なわけです。これが3つの原則ですね。宮城県では6,000トンの指定廃棄物

があるわけですが、生活空間から離れた安全な場所に処理施設をできるだけ早く整備して、これらを放射線を遮断する構造の構造物、処分場で処分する、その後は安全に維持管理をすること、これが基本です。このような指定廃棄物の処分場の候補の選定についてですが、関係者の理解を得るために、まず選定手法を関係者に説明し、理解し、御意見いただくということで、この選定方法を確定する。その方法によって選定して、その結果を尊重していただく。民主的な国では、決め方を決めて、決めると、こういうやり方をどこでも採っております。選定手法についてですが、危ないような所、地滑り、斜面崩壊、土石流などなどの危険な要因である所を排除して、安全などが確保される地域を選んだ後、必要な面積ですね、宮城県では2.5ヘクタールですが、この面積を確保できる土地を抽出した上で、安心できる、生活空間からできるだけ離れた所、それから水源からの距離ができるだけある所、自然の豊かさを保全できる、そういう所を考慮して、優先順位、プライオリティをつけて選定して、ここの宮城県では3つの場所が、詳細調査の候補地として選ばれて公表されているところです。有識者会議に課せられた課題のもう一つは、詳細調査で得られた結果ですね、ボーリング調査の結果など、また、詳細な文献調査を踏まえて、安全性の観点から必要な対策を検討する。それから事業の実施の可能性を評価する、こういうことを詳細調査が行なわれた後に行う予定です。以上、私からの補足説明を終わりたいと思います。

司会：ありがとうございました。谷委員にも御説明をいただきたいと思います。谷委員、よろしく願いいたします。

谷委員：東京海洋大学の谷です。専門は地盤工学ですので、その観点について2点だけコメント申し上げたいと思います。1点目は、選定された3地点は地滑りが周辺に見られますので、その点について非常に懸念されているところですが、それについて選定に用いたデータがやや古いのではないかと御指摘を受けましたけれども、これは防災科学技術研究所が5万分の1スケールで地滑地形分布図データベースというのを出しているわけですが、これは先ほど説明にございましたように、地図情報として全国的に整備されて、一律に評価できるというものとしては唯一のものであります。宮城県については2008年の宮城・岩手内陸地震以降、県内全域ではないのですが、栗原市の周辺では最新の地図情報が

出ておりますので、そういった新しい知見は詳細調査の中の文献調査として反映させていきたいと思っております。それから2つ目のコメントでございますけれども、文献調査について最新のデータに置き換えるということ以外にも、実際に現地で地面の内部の情報もきちんと取って、強度定数も評価して地滑りなどの安全率も計算をして、本当にそういうことが懸念されるのかということを調べる必要があります。是非ともこの詳細調査をして、各地点の安全性について明らかにして、危険があるならば危険であるということを指摘するということが重要だと思っております。以上でございます。

司会：ありがとうございます。それでは引き続き第2部ということで、質疑応答、意見交換に移ります。会場の皆さまで御意見、御質問のある方の挙手をお願いいたします。ちょっとお待ちください、係の者がマイクをお渡ししますので、それから御発言をお願いいたします。なお、本日非常に多く、100名超、150名近くお集まりいただいております。また、多くの方が初めての参加でございます。既に、もう十数名手を挙げられているような状況ですので、今日はできるだけ一人でも多くの方の御意見、御質問をお伺いしたいと考えておりますので、お一人につき2、3項目、それからフォーラム、指定廃棄物の内容に沿った御質問ということでお願いいたします。それでは御意見、御質問のある方、挙手をお願いいたします。真ん中辺りで赤い帽子をかぶられた方、お願いいたします。

質問者：今日の安心・安全とかっていう、強固な施設に安心・安全に隔離できるようなこと言ってますけども、使用済み核燃料は100万年隔離しなきゃいけないんです。今回の、この1キログラムあたり8,000から30,000ベクレルは、10ベクレル以下になるまでに300年から400年、大体10世代ぐらいの期間、嚴重に隔離しなきゃいけないんですけども、使用済み核燃料は100万年だから3,000世代ぐらいで、比較にならないほどもちろん危険だけど、これもやっぱり300年、400年嚴重に隔離しなきゃいけないんですけども、コンクリートっていうのは腐食しやすく、ボロボロにすぐなります。亀裂も入るし、閉じ込められないの、土にしても。みんな放射線が出てきますからね。それで今日の話にないことで、ちょっと言いたいんですけどもね、日本国憲法13条は国民の幸福とか生命、自由の追求を最大限、立法や国政は尊重しなければならないとか、憲法25条では、国民の生活、健康で文化的な最低限度の生活を保障しなきゃならないし、

国は社会福祉、社会保障、あと公衆衛生の増進を図らなければならないんですけども、この憲法による国民に与えられた人格権が、粉々に打ち砕かれると思いますよ。水源地にこういう毒物の施設を造って、しかも焼却する施設っていうのも破壊されやすいそうですからね、すぐに壊れて飛散する危険があるわけですよ。憲法に保障された最大の人権を粉々に打ち壊す、そういうアイデアではないですか。絶対これは引き取ってはいけません、宮城県民は。それほど県民は馬鹿じゃないですから。東京電力の第2原発の施設は広いそうですから、そこにやるべきですよ。返すべきです。

司会：ありがとうございました。大きく2点、一つは強固な施設で隔離できるということだけど、数百年の管理でコンクリートの腐食が大丈夫なのか。あと、憲法に照らし合わせて今回の施設というのは適切なのか。そういった御意見をいただきました。ありがとうございます。では登壇者のほうにお戻しいたします。

新崎補佐：まず、コンクリートの耐久性についてお答えしたいと思います。41ページにもちょっと書いてありますが、今回、鉄筋コンクリートという材料を使うわけですけども、鉄筋コンクリートというのは、コンクリートと鉄筋ですね、鉄筋を中に入れております。コンクリートの耐久性、要は劣化が早まるというのは、コンクリートの中に入っている鉄筋がさびびるといのが大きな原因でして、そういった意味では、今回使用しようと思っているコンクリートは、鉄筋のさびを抑制するような対策を講じるようなことを考えております。そういうことで耐久性を増すことができます。それと今回の構造物は地中に設置しております、地中だと環境の変化が非常に少ないと。温度の差とか乾湿の繰り返し、そういったものが非常に少ないということで、コンクリートの劣化も遅くなるということが分かっております。そういったことも含めて、コンクリートの耐久性についてはセメントの配合等を調整することや、鉄筋をよりさびにくくすることにより、長期間の使用に耐えられるものができると考えているところでございます。以上です。

室石参事官：2点目でございますけれども、福島に持って行けばいいというお話、憲法も踏まえておっしゃられました。福島のほうは福島のほうで、中間貯蔵あるいは民間の管理型処分場を使って作ろうとしています。

会場：第2って言うんだよ、第2って。彼女は第2って言うてるんだよ、第2っ

て。

室石参事官:第2という御指摘がございましたけれども、私有地ということですね。

われわれ国有地に、宮城県内において詳細調査候補地を選んでおりますけれども、やはりこのように御地元の皆さまに反対をいただいているわけです。たとえ国有地でない民有地に、福島県で処分をお願いするということであっても、当然御地元にご負担をおかけするということかと思えます。国有地である宮城県内の土地をお願いしても、こういうふうに反対をいただいているわけですので、必ず御地元の皆さまの御負担をおかけするという意味では、民有地であっても変わりはないということがございます。福島は福島で、福島県内の指定廃棄物を県内で処理をしようということで、お願いをしておるところでございます。各県内処理の基本方針に則りまして、ぜひお願いしたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

司会:はい、御意見、御質問ございますか。一番後ろで紙を持って手を挙げられている方、お願ひいたします。

質問者:大崎市で農業を営んでおります。今、御説明の中で、非常にリスクのない安全な施設が設置されるというお話でした。逆に言えば、それだけ自信があるのであれば、東京電力の広大な所有地があるわけですから、尾瀬に作ったらいかがですか。あれは東京電力の敷地ですから、それだけ問題がないのであれば、原因者が東京電力でありますので、尾瀬に作っていただきたいと。これはなぜそう言うかといいますと、私もいろんな形で、環境省の関係から言いますと、環境庁さんがお世話した「リオ+20」の、国内意見の取りまとめの会議に私も関わっておりまして、農業者として参加しておりました。ほかのところへと言うと嘘を言っていると言われておりますので、もし皆さんが疑問があるなら、三菱総研にこれは会議を委託したものですから、皆さん調査していただいても結構なんですけれども。そのときに経団連からの代表で来た3名の中の、代理で来た東京電力の方が、震災の前後でしたから、震災が終わってその後の会議に代理として来て、何と言ったのかといいますと、農業者の方には多大な御迷惑をおかけしたというお話を、謝られました。しかしその会場で、津波で人は死んだけれども、あの原発の事故で人は死ななかったというお話を、私たちはこの耳で聞いたんですね。それぐらいの加害者意識がない人たちのために、何ら国民が負担を負う必要はない

し、原因を作った東京電力の所有地で、まず処理をしていただきたいというのが一つです。なぜなのかといいますと、あの放射能の事故以来、私の農協で3つの生活協同組合にコメの販売をしておりますけれども、その取扱量は3割以上減少しました。いわゆる関東では買ってもらえなくなって、今まだ戻ってないんですね。そしてこの間の豪雨災害のときに、東京のほうから電話やインターネットで来ました。あの豪雨のようなことが起きて、漏れたものなどが出て来たら大変なことですよと。いわゆる国民なり消費者は、この汚染物質がどこに処理されるのか見ながらいると。私たちはそういう意味では、農業を営む者として販売戦略が組めないような状況になると。もう一つ、大崎市が世界農業遺産を目指して、今います。私たちも是非やってほしいと思っています。しかしながら世界農業遺産をやるときに、この農業用水の水源池である奥羽山系に処理されることによって、受けるダメージのほうが多大了。これは加美町だけでなく、3カ所皆、同じような影響を受けるんですね。そういう意味から言いますと、私たちは農業者であれば、畜産公害をなくすために堆肥舎を作るとか、公害処理をしているんですから、原因を作った東京電力の広大な所有地で処理をしていただくのが、最善の策だと思いますし、これはどこからも反対は起きないと思います。東京電力が了解すればいいわけですから、そういう方向でやれないのか。ぜひ、そういう方向で検討していただきたいと思います。以上です。

司会：ありがとうございます。簡単に要約しますと、お米の取扱いが3割減ったということで、場所が決まらない中、販売戦略に影響が出ると。あと、世界農業遺産の動きにまで水を差しかねないと。そういった中で東京電力に、リスクがない安全な施設ということであれば、持って行くのがいいのではないかと。具体的には尾瀬という名前が出ましたが、そういった所に置くべきではないかという御意見でございます。登壇者の方、お願いいたします。

室石参事官：風評被害で苦しんでいるという御立場、本当に申し訳ございません。ただ、先ほどの方の御質問と同じ御回答にもなりますけれども、尾瀬にも周辺住民の方はいらっしゃいます。東電の土地だからといって、周辺住民はいない所というのはないわけです。広大ということであれば、国有地も非常に広い土地を持っております。広大な国有地の中から選んだということですが、国有地であっても周辺の方からは反対が起こるということでございます。東電の土地だけ

ら反対が起きないという点については、そこはちょっと違うのではないかなという
ことを、申し述べさせていただきたいと思います。その場合に、では同じよう
に反対運動が起こるということであれば、先ほど申し上げましたように、基本方
針である各県内処理、つまり廃棄物が発生した場所で処理をするべきであろうと。
これは指定廃棄物のある意味特殊な性質というのがございまして、指定廃の成り
立ちですけれども、資料でも最初のところに指定廃の成り立ちというのを書かせ
ていただいております。指定廃というのは、5ページですけれども、実を言いま
すと、3.11がある前から廃棄物は廃棄物だったものなんです。社会としては廃
棄物ですので、3.11以前はこの廃棄物の処理の流れというのは確立しておりま
して、それも行き詰まることなく処理をされていたわけですね。

会場：稲わらは汚染されてなければ、有用な、これは畜産副産物、農家には大切な
ものなんだよ。これは廃棄物とは違うんじゃないか。

室石参事官：はい、畜産の副産物。私ども資料にちゃんと副産物と書いてございま
すが、

司会：すみません、説明を聞いている方もおりますので。

室石参事官：副産物あるいは廃棄物として、ちゃんと社会として流れができており
ました。それが3.11で行き詰まってしまったということでございます。そのと
きに、元々、圏域内で処理、あるいは有効利用されていたものをよそに持って行
けるのかという、もともと廃棄物あるいは副産物と書いたときに、本来よその土
地の方が、たとえ廃棄物、放射性でないとしても受け入れていただけるかと、そ
ういう点があると思っております。そういう意味で、県内方針というのが決まっ
ておりまして、福島は福島できちんと、その福島県内でやろうということで、努
力をさせていただいております。是非御理解をよろしくお願
いいたします。

司会：はい、御意見、御質問でございますでしょうか。最前列の4番目の方。

質問者：大崎市の古川の者です。地元開催にまず敬意を表したいと思えます。大崎
市は江合川と鳴瀬川の恩恵をかなり受けておりまして、農業を基幹産業とする。
農業用水、水道水、飲料水も含めて、正にこの地は我々の命の源であります。特
に、1カ月前の水害でも被害を受けましたので、水の関係、非常に関心を持って、
今日も参加をさせていただいております。今日、事務局を通じまして、皆さんに

このピンクの紙を配りました。一読しているかと思えますけれども、実はこれは、田代岳のすぐ近くにある石碑です。私らの仲間の郷土研究者が見まして、1日でこれを判読して印刷物にまとめたものです。読んでください。『満山清風河』。当時の宮城県知事の宮城音五郎さんが、その署名をしているやつであります。あの田代岳地区は名馬産地だ。戦後数次にわたる台風によって、惨事を極まる災害を被った。その対策として山地の緑化、山林、木を植えた。裏にありますけどもスギとかカラマツを、約144町歩を、昭和27年から30年度までかかって植えたわけであります。これは県も大いに関与して、支援をしたということがここに書いております。最後のほうには、「優良の整林地として、以って水源涵養の目的を果たすとともに、民生の安定にも多大の貢献をなすものと確信してやまない」。まさに先人の約60年前の方々は、あの災害を立ち直るために水源の植林をした。まさに莫大な投資をし、労力もつぎ込んだんでしょ。これ、ご存じでしたか。多分単なる国有地だという安易な、現地も見ない、ろくな調査もしないままに候補地に選定をしたのではないですか。それが面積、要件、がけ崩れ、さまざまな要件から除外事項に入ってるにもかかわらず、堂々と選考した。大きな瑕疵があります。1カ月ほど前の台風で道路が崩壊しました。崩れました。私はあまり神をそんなに信ずるわけではありませんけども、加美町の神様がこれに怒りましてですね、皆さんの詳細調査を止めるために、こういうことに相成ったのかなと思わざるを得ないくらいであります。市町村会議で決めたっていうならば、市町村会議で決めた要件を完全に満たすものを選考すべきであります。ルール違反であります。環境省は環境を守るためではありませんか。環境を汚染したり破壊するための環境汚染省、環境破壊省にいつからなったんですか。県内の3カ所に対立を醸し出し、くさびを打って、争わせる。あめとムチを使って根競べ合戦にする。毎日のように詳細調査に入る。私も今日行きましたよ、現地へ。雨降ってましたけども。子々孫々まで大きな禍根、課題を残す問題が、根競べ合戦でいいんですか、これ解決の方法。しかも今日このフォーラムが開催されること、既に決まっておる。あるいは、つい先週は、内閣改造の時期にもありながらも、その時期にも詳細調査に入った。専門家による意見交換会が、21日を軸に調整中でしょう。なぜそういう時期に調査に入るんですか。私たちの神経を逆なでするんですか。人間、人情の機微に触れることですよ。歴史は人間の、人情の機微に無視をする

ことは、成功した試しがありませんよ。力づくで、権力で、強引なやり方は、むしろ我々住民の、国民の反発を招くだけです。冒頭にあなたたちは、合意を、なんとか理解をと言いました。全く逆方向であります。むしろ皆さんへの不信が増すだけであります。いつから環境破壊省になったんですか。汚染省になったんですか。そう、今出ました。後から出るかはしれませんけれども、ブナを守る運動はこの地域でやっています。大石武一さんは、おたくたちの初代の長官だったでしょう。自然を守ろう、ブナを守ろうって、がんばってしたんですよ。なぜ、そのDNAを引き継がない皆さん参事官なんですか。環境省なんですか。核のごみを限定して保管すべきだという趣旨の提言が、日本学術会議から提言をされております。ここは立ち止まって冷静に考え直すべきじゃないですか。五輪のエンブレム盗作疑惑、あるいは新国立競技場の建設、膨大な金がかかるなどなどの理由で、英断をもって中止、白紙撤回にしたんじゃないですか。これほどまでに住民の皆さんが、地方議会も含めて反対意見の決議をしてんですよ。それで強引にやるんですか。こんなのは民主主義ではありませんよ。独裁ですよ、それはもう。この際、英断をもって白紙撤回をして、21日の意見交換会なり、真摯にわれわれの意見を聞くなりして、判断をすべきこと強く求めたい。反対してるのは加美町や栗原市の住民や、大和町の住民だけじゃありませんよ。大崎市も、私たちを含めて多くの方はやっぱり反対です。不安ですよ、私に聞こえるのは。これが多くの意思です。大崎市長の意思はそれに反したものですよ。市町村会議で、残念ながら大崎市長は、無理なものをお願いするんだから地域振興策とセットしてやるべきだと。結果、50億って金が、なんか出て来たんじゃないですか。沖縄の県民もそうであったように、私たちは金を積まれて首を縦に振るような人たちではありませんよ。もう少しその辺をきちっと踏まえながら、決断をしてもらいたい。仙台で2カ所やった、現地の古川でやったことを、十分に真摯に受け止めていただきたい。そして白紙撤回をこの際すべきであります。よろしく。

司会：はい、御意見ありがとうございました。大きく2つございます。1つ目は石碑の話がございました。水源の涵養、民生の安定。そういったものを知っていたのか、国有地だからということで安易に選んだのではないのかという、1つ目の御指摘でございます。2つ目は、三地域に対立とくさびを打ち込むだけで、内閣改造後もなお、連日現地に入っている。英断をもって中止すべきではないかとい

う御意見かというふうに承りました。ありがとうございます。

室石参事官：御意見大変ありがとうございます。御意見でございますので、私の意見をちゃんと持ち帰って、中で検討したいというふうにお約束いたしますが、ただ中身について1点だけ申し上げますと、3カ所の詳細調査候補地を選んだ経緯というのは、先ほど説明資料に書いてあったとおりでございます。これによって、まだ途中段階であるということを、先ほどのパワーポイントの、こちらの資料でもお見せしたところでございます。詳細調査において、文献調査とそれから現地のきちんとしたボーリングをやることによって、有識者会議の中で、3カ所から1カ所に絞っていただくという過程を、まだ残しておるところでございますので、そういう作業を是非やらせていただきたいということをお願いしたいと思います。御意見については重く受け止めたいと思います。

司会：はい、御意見、御質問はございますか。紙を持っていらっしゃるメガネをかけた方、お願いいたします。

質問者：今のお話のちょっと続きになるんですが、私は今日、何としても環境省の皆さんにしっかり答えていただきたいと思って参りました。それは、私も今日、田代岳に行きましたが、強引な現地調査は今日をもって止めると、以後はやらないということを是非約束していただきたいと思います。地元の合意がない限り、現地調査には入らないと言っていたはずですが。それなのに強引に調査に入ろうとすること自体が、話し合いの場を壊す、今後の話し合いの条件をなくすものだと思います。そういう認識はないですか。ですから今後、いろいろ専門家の方々も含めて話し合いの場を設ける、そういう気があるのであれば、強引な現地調査には入らない。そのことを今約束してください。

司会：強引な調査はやるべきではないという御意見でございます。

室石参事官：ただ今の御意見についてお答えいたします。これについては、前望月大臣のときから国会でも聞かれております。同じようなことを聞かれていますが、その望月大臣の立場を新大臣も踏襲されるというふうにおっしゃっておられます。その立場とはどういう方針かといいますと、地元の方に、今日も含めてですか、このように丁寧な説明をしながら進めさせていただくと。そういう御理解を得る努力なしに、御理解を得る努力なしに強引に進んでいくということはないと、そういうことを申しあげております。ですから加美町のほうにも、意見交換会の申

込みをしておるところでございます。町からは、日程調整について、今やらせていただいているという状態まできております。そういう意味で、私どもが今日申し上げられるのは、今の大臣の方針でもある、丁寧に説明をするという努力なしには前に進んで行かないということ、申し上げたいと思います。

司会：はい、引き続き御意見、御質問あります方。最前列の真ん中に座っておられる方、お願いいたします。

質問者：加美町の者です。選定基準についてお伺いします。加美町が2.5ヘクタールあるということで、選定要件の中に入っているというお話でした。加美町では何度も、沈砂池若しくは水路部分、そういった部分は除外すべきだということでお話をしておりますが、同じ回答が何度も来ております。そこで百歩譲って、環境省が出してきた2.6ヘクタールの敷地の面積、それと今までに検討してきた、環境省でさまざまな角度から面積を出してきた根拠を基に、実際に入れてみました。ちょっと紹介します。これが、環境省が参考ということで、2.53ヘクタールで入るといえるものです。これをそのまま図面にしました。こちらが実際の田代岳です。面積は確かに環境省から言われた数字を当たれば2.59、約2.6ヘクタールあります。ところが、本来ならこの施設自体が、埋立用の敷地に屋根と壁を設けて、雨風をしのぎながら作業をするというには全然足りないスペースです。まずそれは言うておきます。それを百歩譲って、その出してきた数字を基に入れました。入りません。この防災用の調整池、これが元々あった沈砂池も使って、全てを使って入れても、必要面積の37パーセントしか入りません。つまり2.5ヘクタールあれば指定要件に合っているというのは、全くの嘘です。土地は環境省が作っている130と175メートル、要するに一番コンパクトな真四角の土地で検討したものと、実際に田代岳は細長い、しかも鶴の首のような搬入路といえますか通路があります。これを入れて2.6ヘクタールでは絶対入りません。つまり指定要件に合っていない。まさに白紙撤回です。加美町も含め、3地域の即刻白紙撤回と、まさにこの時点で要件が合っていないわけですから、詳細調査の中止を即刻求めます。

司会：ありがとうございます。加美町の田代岳候補地は2.59ヘクタールだけど、実際には面積は足りないという御指摘をいただきました。

室石参事官：はい、ありがとうございます。大変詳しい御検討をいただきまして、

できれば後で図面を頂けると、コピーなり、御意見を是非、こちらで口頭でお聞きしただけではなくて、きちんと頂いて、受け止めたいと思いますので、できれば頂ければと。ありがとうございます。先ほどの詳細調査の中身について、あまり詳しく山崎から申し上げておりませんでしたけれども、詳細調査の中で、実はこういった仮の設計、図面設計というのやる予定になっております。その中で、今の方の御指摘、面積が足りないということをおっしゃっておられました。きちんと私どもも仮の設計をしたいと思っておりますので、そういった各項目において、できる、できない、例えばボーリングをして、そういう土地がどういう地質かも分かってくると、そういう話を含めて詳細調査の結果を有識者会議の先生方にきちんとお見せをして、3カ所から1カ所に選んでいただくと、そういう過程でございますので、その際にも、これは是非役立たせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

司会：御意見、御質問ございますか。前から2列目の一番端の方、お願いいたします。

質問者：環境省さんが、もう自分たちで解決する能力がないっていうことは、もう1回目から分かってまして。論点をまとめてきましたから、全てこれに答えられるなら。ちょっと持ってください、分かりやすく丁寧に説明できるので、

司会：端的にお願いいたします。

質問者：もう環境省さんの土俵に乗って、ここはだめだ、あそこはだめだと言っても、環境省にはもう、それ解決する力ないんですよ。もう根本的に指定廃棄物なる怪しげなものをでっち上げて、それは特措法からの問題ですけれども、環境省だけで、本来だったら環境を保護すべき一省庁が、この問題を扱える力はないんです。これはやっぱり原発事故による、つまり放射能の、経産省が今まで扱ってきたものの矛盾が、今一気に噴出したわけですよ。で、6点挙げました。これにまともに答えられるなら、私たちもある程度は納得の一步が踏み出せますが、これまでの1回目、2回目、そして今日もちっとも納得のできる回答というのは得られてません。今一つ一つ言っていってもいいんですけども、時間も貴重なので端的に言いますけれども。まず8,000ベクレル以上で括った、指定廃棄物の処分場ということを経産省が理由にすることはできないんですね。仮保管してますけれども、仮保管がひっ迫してるから処分場を作るべきだという言い方がよくされます

けれども。仮保管場は既に2年経過して、もう無理がきてることは明らかなんです。これから処分場が長期保管施設と名前を変えましたけれども、処分場がどう作られようと、少なくとも1年や2年はまだかかるわけでしょう。ですから仮保管については、即刻に今の状態を改善しなくちゃならないということは、これは急務なんです。2つ目は詳細調査ですけども、先ほどちょっと聞きましたが、3つの候補地を取り下げるっていうことは、あなたたちのシナリオにはないわけでしょう。この進め方では。つまり3つからただ1つ、どれがいいかだけを選ぶだけなんですよね。その詳細調査を受け入れるということが、建設へのステップでしかないということはもう明らかですから、もう原点に戻してくださいっていうのが2つ目です。それから処分場そのものが、長期保管施設とか名前を変えたり、その実態が全然明らかじゃないんですよ。専門家の方に言わせれば、どんどんそれが出て来るわけですよ。そもそも汚染物の総量とか、その運搬の仕方、焼却の問題とか、もう数限りない問題点があるわけですから、そこからもう考え直してください。あるいは検討し直してください。4つ目は、あなた方が環境省として何やるかと、もうさっき出ましたけども、まさに大石武一を輩出した県によくぞ来たなど、本当に思いますけれども、もう環境省であるならば本来の使命に立ち返って、環境保護や監視、対策を貫いてください。放射能の問題は経産省、製造元、排出元の企業に責任を持たせるという大前提で進めていただきたい。5つ目。有識者会議の専門家の皆さんですけども、はたして本当に民意を反映していると、そこに客観性や公平性があるかという疑いは、もう私たちには疑いしかないんですよ。現に今回特措法を見直した検討委員会も、同じようなメンバーが名を連ねて、これは本当に茶番じゃないですか。こういうふうに書きましたけどもね。6つ目。ちょっと関連するんですけども、このフォーラム自体がもう3回目を通じて、要するに反対意見を言わせて、あなたたちはそれをやり過ぎればいいという考えでしょう。もう分かり切ってるんですよ。そのガス抜きでないということを示すためにも是非、まだあなた方の公務員としての自覚に期待しますから、若い職員の方もいると思いますけども、あなた方は国民の全体の奉仕者として、環境省というそういう使命に燃えてるわけでしょう。是非ね、心を持って、血を通わせてね、この問題に取り組んでほしい。ただここでね、なんとか反対意見をやり過ぎればいいなんていうね、出張旅費で来てね、おめおめ帰れると思ったら間違

いですよ。われわれは寒い中ね、本当に自費で1回目、2回目、3回目と来てるわけです。ですから、そもそもフォーラム自体に参加することも本当は嫌なんですけども、もう白紙撤回に戻し、市町村長会議の最初の、まさに民主的な議論に戻してほしいというのが、この6つの意見です。

司会：ありがとうございます。文字に起こしていただいておりますので、詳細はこちらからは割愛いたします。順番にお願いいたします。

室石参事官：紙での御指摘、ありがとうございました。分かりやすい説明、ありがとうございます。一時保管の不備が限界にきているのではないかという点、今でも見回りを定期的に行って、補修等を行っておりますけれども、確かにもう2年どころか、場合によっては2年以上経っている、そういう現場もありますので、その辺の改善といいますか補強については、是非私どもも真剣に考えたいと思います。それから2点目ですね。3つとも取り下げることはないのではないかとという御意見ですけれども、まだ詳細調査を行って有識者会議にもかけていないという状況で、予断ということはなく、申し上げなければいけないとすれば、今の時点では何とも分からないということでございます。3点目の、実態が明らかでなくて、運搬などいろいろな問題点があるという点ですが、今福島で、復興に向けて先行してかなり進んできております。仮設焼却炉も各対策地域内の市町村ごとに造られて、仮設焼却炉の運転もかなり始まっておりますし、中間貯蔵施設も現地に受け入れていただくということをお願いした結果、今年はパイロット輸送という形で、福島の除染廃棄物、放射性を帯びたものの輸送を始めております。そういうところでいろいろな実績と経験を、実際として積んでいるということですので、そういったものをきちんと活かしていきたいと思っております。それから4点目ですね。企業責任であるので、東電にやらせるべきだという点でございますが、放射性廃棄物の特別措置法というのがございまして、議員立法で4年前にできておるものでございます。私ども政府としては、議員立法で、国会で成立した特措法に決められた、国が処理責任を持たされたということを受け止めて、処理をしていきたいと考えております。5点目の、有識者会議は民意を反映するののかということですが、有識者会議は、すいません、民意を反映する場ではありません。これははっきり申し上げますけれども、純粹に科学的に議論をする場でして、科学的に判断をしていただいた結果を、また、環境省が受け止め

まして、環境大臣が最終的に、民意も含めて責任を持って決断をいたします。これは、これからのことをごぞいます。それから6点目ですね、フォーラムはガス抜きではないのかという点ですけれども、私どもはフォーラムをやったからといって、何か事態が前に進めていいものであるとか、そうは全く思っておりません。現に御地元での説明会の開催というのは、宮城県においては全く行なわれていないということ、重く受け止めております。そういう意味で、加美町にも意見交換会を是非ということで、お願いしているところですし、フォーラムを3回やったから、何か進んだとは全く思っておりません。それは申し上げたいと思います。

司会：引き続きまして御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。今、手挙げていらっしゃる方、お願いいたします。

質問者：初めて参加させてもらったわけですが、元々はこの原発政策というのは、知ったかぶりしますけれども、これは当時のなんとか総理さんが、クリーンエネルギーということで、福島さんの住民の、騙したわけではねえべと、その場合、騙したんだね。それで、その結果は東京電力にも責任は当然あるんですけども、やっぱりこれ国なんですよ、元々は。だからあなたたちも責任者として来てるわけですね。私はいろいろ考えると、やっぱり有識者会議の人も絶対安全ということとは誰も言ってないんですよ、見てるとね。安全ですか、絶対100パーセント。違いますよね。初めからこの地区を指定するという話があって、じゃ、止むを得ねえ、そういう場合は90パーセント安全な方法でいいんじゃないんですかっていう提案してるだけなんですよね。何か絶対安全って言えますか、100パーセント。言えませんよね。私もいろいろ見てんですよ、ネットではね。責任持って、その有識者会議で絶対安全と、実印押すと、それは言えないはずなんですよ。だからちょっと考えるとね、やっぱりこれは、あんまり人の住まない、離れ小島あるでしょ、日本の。3ヘクタールも5ヘクタールもあるとこ、あると思うんですよ。あまり津波の、災害のないところに安全な施設を造って。そうすれば。今だって、ここだって被害者なんですよ。まだ0.6マイクロシーベルトなんか、減ってるってのは大間違いで、これは雨降って川に流れて、海に行ってるだけなんですよ。そう思いますよ。東京電力の放射性の廃棄物も、1日に8万トンぐらいでやってたんだな。それがいつの間にか海のほうに垂れ流したでしょ。だから海のほうで薄まると、なんぼか、まあ、あまり気持ちいいもんじゃねえけども

ね、結果的にそういうふうになってんですよ。要するに、今ここでも被害者なんですよ、この地区もね。まだかぶってるわけですよ、これは。どうしても水は高いところから低いところに流れるし、これが冬場はシベリアのほうから風が吹いてくるわけですよ。あと大雪も降れば、今度水が蒸発して、今度こっちに来ると。そういうことで、馬鹿の一つ覚えじゃねえけども、加美町、加美町って、あれは安保の、作ってから丁寧に住民に説明するって、あれと同じですよ、構図は。こうやってあまり影響のない離れ小島が、日本の海岸に比較的近い、高台の広い面積のところにやるべきですよ、と思います。

司会：はい、ありがとうございました。大きく3つ、東電に責任がある。絶対安全といえるものではないのではないかと。あと、離れ小島というのはどうなのかという3点でございます。

室石参事官：今、3つ頂いたという。

会場：回答はいらない。

室石参事官：そうですか、はい。失礼致しました。

司会：よろしいですか。では、引き続き御意見、御質問ということで。そうしましたらこの前から3列目の中央で手を挙げ、はい、お願い致します。

質問者：船形山のブナを守る会の者です。田代岳の資料で19ページと20ページ、ちょっと見ていただきたいんですけど。保護林という。紫の線引いてありますけど、ここは魚取沼がありましてテツギョが住んでいます。それで環境庁がここを特別地域として林野庁の伐採を止めたところです。だから私は野生動植物の立場から物事を言わせていただきます。20ページですね。緑の回廊。これ、林野庁がブナ伐採を止めて公益的機能を重視してこういう緑の回廊を作りました。それまではブナを伐採してスギの植林をして拡大増林計画で奥羽山脈はどんどんブナが減っていきました。スギ、カラマツの人工林になった、その反省の下にこういう緑の回廊を青森から福島まで林野庁が指定したんです。この田代岳だけにその緑の回廊があるんですね。これは奥羽山脈の分水嶺だからです。大和、栗原の方はもっと下がってきてますので、こういう緑の回廊はないです。だから加美町は、今一番狙われているようですけど、こういうように昔の環境庁はそういう天然記念物としてそこを林野庁から森を守ったんです。林野庁も反省の下にこういう緑の回廊を指定したわけです。そういう場所にこういう指定廃棄物最終処分場を持

ってきたら、われわれ人間は困りますけど、野生動植物も困るんです。環境省はそういう野生動植物を守る省じゃないんですか。今、絶滅危惧種がいっぱい出てます。こういうものを持ってきたら、まず奥羽山脈はどんどん大変になっていくと思います。そういう意味で人ばっかしじゃなく自然全体を見た感じで、もう一度こういうのを捉えてほしいなと思います。終わります。

司会：ありがとうございます。緑の回廊に指定されている場所という御指摘でございます。

山崎補佐：貴重な御意見ありがとうございます。ここの緑の回廊、近くに帯のようにあるということで御意見として承りたいと思います。ただ、我々も調査をしていく中で、周りの貴重な動植物への影響等ができるだけ少なくなるような施設の配置とか、そうした工夫に努めていきたいと考えておるところでございます。

司会：引き続きまして御意見、御質問でございますでしょうか。2列目の方、お願いします。

質問者：大崎市かしわ台の者です。まずもって市町村会議の総意をもって、それを考えて場所の選定、選定に至りますまでの経緯も総意に基づいているという説明がございましたが、さらに持たれた会議の最終段階においても総意が本当にあったのかどうか。加美町長は同意いたしておらないはずでございます。それを我が宮城県知事の村井嘉浩さんが、あなたの意見は分かったからと言わんばかりにして発言を止めて総意であるかのようにして、知事自らもの言って環境大臣にお会いになったと新聞は報じているのであります。私は実は30年にわたりましてかしわ台の町長をさせていただきました。知事主催の市町村長会議には少なくとも年に1回、多いときは年に2回、三十数回の会議に出てまいりましたが、このような取りまとめというものはあり得るべきものではないのであります。なぜならば、知事主催の市町村長会議は、これはお互いの相談事、意見の交換なのであって、総意を取りまとめるなどというものではないのであります。ところが、環境省におかれましては、新しい安倍内閣になってから新しいところの方針を出して、今までは市町村長会議を持たないでそういったことをやってこなかったから、この指定廃棄物の始末がうまくいかない、長期保管場ですか、私たちは処分場と呼んでんですがね。だから今度は市町村長会議も持つようにと平成24年か25年に方針を出されたでしょう。それを真に受けて宮城県知事は市町村長会議を開

催したのです。私はその段階からこれは間違っていると、かようなことはすべきものではないと思って、この流れをなお注意深く見てまいりましたところ、案の定あたかも合議機関でもあるかのごとく県の意思として環境省に伝えたに及んでは、県民の意思とも市町村住民の意思ともかけ離れた決定であると。まさに県民無視、市町村民無視の報告で、それを真に受けて環境省の皆さん方が先ほどはなんで頭を下げられたのか分かりませんが、すみませんと言っておられましたが、大臣はそのような実情を知らずして話を受けて総意であるところにはっきりと出している、これこそ間違いの元なのであります。しかしあなた方は言うでしょう、特別措置法には国の責任をもってこれをやっていると。それも社会的責任に鑑みてやっていると。社会的責任に鑑みて、だったら国会事故調査会の委員長、黒川清さんがなんと言われました。そのメッセージの中で、あの事故は人災であると言ってます。人災である限りには社会的責任などという生優しい話ではないのであります。国民の生命に、県民の生命に、ひいては市町村民の生命に全責任を負わなければならない、特別措置法はそのような書き出しから始まらなければならないのです。市町村長会議の根拠はその次にある。地方公共団体は国のこの施策に協力をするようにと。その次が問題です。電気事業者はこれらの施策に協力すべきである、だからそういうふう書いてあるから電気事業者はなんて言ってます、この降り注いだ放射性物質についてこれは無主物だと言ってますよ。民法第239条でいうところの誰のものでもないと言ってますよ。皆さん、だから東京電力は全国民のひんしゅくを買ってるんです。そういった事故調査会の報告も委員長のメッセージも聞かずして、今年の5月、特別措置法の時限法律が新たな更新の時を迎える直前、5月にこのままいくと決めたんじゃないですか。何の反省もない、何の検討の余地もなくしてこれを進める、だからこういう結果を招いているんですよ。ですから私は直ちにこれを止めるべきであるし、市町村長会議などというものはなんらの意味もないものであるということを改めて私たちは認識し、これに抗議すべきものである。そういった間違いが次々とあるから、皆さん方は今日も私も田代岳にまいりました。職員の方々本当に気の毒でしたよ。雨が降ってもね、私たちは雨合羽を着てお話しをしましたが、あの方々には雨のさんさ時雨、時雨の中で帽子もかぶらずに、ああ、早くお帰りになった方がいいなと思いましたが、明日も来るんですか、お止めなさい。そういうことはやっては

いけません。先ほどの方が言われた通り、止めるべきです。しかも今、宮城県はどんな時期にあるかご存知ですか。来たるべき県議会議員選挙の目前にあるではありませんか。皆さん方の御意見を聞く、その前に県議会議員の結果を聞いてからでも遅くないんですよ。いちいちこのような手間を取らせない、いつから環境省は本当の日本の自然環境を守る省でなくなって、自分たちの地位や立場を守る省にお変わりになったんでございませうか。これこそ国会事故調査委員会の委員長メッセージにある通り、日本全体が今こういう状況にあることは、かつて二本松出身の朝河貫一先生が言ったとおり、このままのことを続けていけば日本は、あの時は日露戦争の時ですが、このままいけば何1つこの先も変わらない、変わらない結果は国民に悲劇をもたらし日本の進路を誤ると言ったその朝河先生の言葉を引いて、今こそ考えるべき時であると言ってるんです。さらに、この問題は単に宮城県にあるものを始末する話じゃないんですよ。国会事故調にも載っている通り、事故調はどんな調査をしたかという、国民の国民のための国民の調査であり、日本の未来のための調査である。さらに世界注目の調査であり、世界人類に何を報告すべきかを調査したと、こう言ってるんです。あなた方、この処分場を作ろうとしてそれほどの見識をお持ちですか。国民のために、そして未来のために、この世界でも注目している原発事故のこの世界の人類に、世界に、どう発信しようかという、そういった考え方を持って事業に当たっていらっしゃるんですか。私はそうは受け取れません。でありますから、直ちに白紙撤回すべきであり、見識に欠ける議論をしてきた宮城県知事をはじめとする、宮城県の市町村長のあの会議を参考にしてはいけません。参考にすべきは何でしょう、まずもって加美町の御意見をよくお聞きください。そしてその下流、私どもはその下流に住んでおります。鳴瀬川、吉田川、そして岩堂沢から流れてくる江合川、これみんな鳴瀬水系1本です。最後に行けば深山から来るとこの迫川の水系も北上川水系で1本なんです。そういうところの下流の人たちの心も心としていただきたいのでございます。直ちにこのような、忙しい時期にこのようなことおやめなさい。地域の実情をご存じない、あなた方。それでもみんなこうやって集まっているのは何ですか、まさに事故調の黒川先生がおっしゃった通りです。国民のため、つまり住民のためを考え、未来を考え、そしてこの大崎から世界にどう発信すべきかを考えて皆さんお集まりなんです。世界に発信することはこの事故の始

末に単に指定廃棄物の処理に終わったのでは駄目なんです。新しい神話をつくる、似たような話じゃあございませんか。もう既に議論がいっぱいあるでしょう仙台でも。コンクリートの耐用年数100年、うまくやれば200年もつ、そこに実例があるんだって聞いたならば、皆さん小樽だってお話になったそうじゃありませんか。小樽のどこだと言ったら小樽の岸壁だって。今度は早速小樽に走って岸壁の写真取ったのがインターネットで流れてます。100年たったらギザギザじゃありませんか。それを見て今度あなた方は、地中に入れておいたから安全なんだと。鉄分があんまり出てこない、中の鉄のそれがないから安全だ。今度はさらに何だって、そういった安全神話の繰り返しは止めようじゃありませんか。直ちに
お止めいただくように要請をいたしまして終わります。

司会：はい、ありがとうございます。市町村長会議のやり方が間違っている。特に市町村長会議の総意、本当にあったのかという御指摘。あと即刻白紙撤回と、加美町やその下流域の話を書くべきではないかという御指摘でございました。

室石参事官：御意見大変ありがとうございました。長々と反論するという気は全く
ございません。多分、今の御意見の一番のポイントは、国とそれから市町村、そして企業の役割分担、そこが間違っているというそこかと思えます。それに基づいて。

会場：説明が、責任が不十分だということを言っている。

室石参事官：はい、責任が不十分だということかと思えます。

会場：役割分担はその次だ、責任を明確にしろ。

室石参事官：はい、その責任を明確にするという点が特措法で決められているという
ことを先ほども申し上げましたが、その特措法に基づく、はい、足りないという
ことであれば特措法を改正する必要があるということかと思えますけれども、
私ども行政府の人間としては、現行の法律に基づいてできる限りのことをしてい
るというところでして、今日頂いた御意見はしっかりと持ち帰りたいと思えます。

司会：引き続きまして御意見、御質問がある方はお願いいたします。前から5列目
の右から3番目の方、お願いいたします。

質問者：東北大の名誉教授をしております。これで3回出席させていただいたんで
すけど、3回のこのレジュメを、3回分のレジュメを見させていただいて何も進
歩してないんですね。この間、たくさんの方が質問したり提言をしたりしていま

したけれど、全然進歩してないんですこれ。日本は民主主義国家でしょう、対話をしてより高みに立っていくというのが民主主義でしょう。でも全然進歩してないのこれ、隣のどこかの国みたいなもんですよこれ。これでいいんですか。サイエンス、科学についてちょっと言います。田中さんとか谷さん、サイエンティストですよ。それでこれも進歩してないですよ。第2回目のフォーラムの後にどのような方法でGISを使っていろんな解析をしたということだったんだけど、私はどこにそれが載っていますかといって教えていただいて見ました。もう既に私は見ているものでした。こんな解析で何が科学ですか。もっと高度な分析が行われると思ったら全然そうじゃないですね。あれ駄目です。この問題は全然単純で、上流じゃなくて下流に風上じゃなくて風下になんですよ。ね、造る位置は。それからもう1つ、地滑りの問題ね。3候補地とも地滑り地帯です。このスクリーニングするときの地滑りの取り扱い方は、サイトが、候補地が地滑りの上でなければ良いというようなスクリーニングの仕方です。でも地学のこととか地盤のことがお分かりですね、新崎さんも。多分地盤なんですね。それはその地滑り、うんと簡単に言えば素因というのがあります。起きるべき条件ね、それは物性みたいなものです。それにこうなって地滑りが起きるとかということは直接的な要因ですけど。その素因は3つの候補地とも全部ある、それぞれ違ってはいますがあるんですね。それが揃ってんですよ。だからそこは起こし得るポテンシャルを持ってるとこなんですよ。だからそれを全く地滑りが起きてないからといって、地滑りの真上でないからといってカウントしなかったらこれはもう駄目でしょう。だから今の一番最初に、それから国有地の問題がありましたけど。最初、国有地というのがパラメーターがあって、それからこいつを取っ外してください、科学の上ではまずこれを取っ外してください。科学の上では取っ外してください。それから風下、風上のパラメーターも入れてください。それから上流、下流のパラメーターも入れてください。それから地滑りのパラメーターも入れてください。素因のですよ。そしたらもう3つの候補地はそんな点数高くなりません。だから詳細調査どころではないんです。いいですか、これをちゃんと示してください。この解析結果を。それからついでに、詳細調査で皆さんご苦労されていますけども、この詳細調査は何も詳細調査ではありません。一番は地滑りが一番危険だと思うんですけど、地滑りというのは破壊です。破壊というのは少し専門的になる

けど組織敏感性という性質なんです。どんなことかというとなックレスがありますね、ネックレスをパチンと切ったとき、引っ張ったときにどこか1つのリングで切れます。ネックレスの強度がそのリングの一番弱いリングが切れることでネックレス全体の強度は決まるんです。地滑り地帯を考えましょう。そこで2～3本ボーリングを打ったからといって一番弱いリングは見つけることできないんです。分かるでしょう。だからそれは詳細調査じゃないんです。破壊って地滑りと破壊ですから、破壊というのはそもそもそういうものなんです。だから平均できないんです。ネックレスのリング1個1個の強度を1つ1つ測って行って平均してもそれはネックレスの強度ではないんです。これはもう土木工学なら分かりますね。最弱リング説というやつです昔から。そんな調査をやったらこれはもう詳細調査ではないんですよ、いいですか。もう1つ、ボーリングをやりますね。ボーリングをやったらこれはPS検層をやります。これは何が分かるかというとな弹性定数です。弹性定数というのは平均可能な量です。組織鈍感性の量です。組織鈍感性の量を使って今の破壊といったような組織敏感性の量をつかむなんていうようなことはできないんです。こんなのは科学の常識です。いいですか。今の地表踏査をやって、ボーリングをやってPS検層をやった。これをやったらどのコンサルも建てられますという答えを出します。実際そういうコンサルの人に聞いたら全て建てられますという結論が出るでしょう。こういうことなんですよ。だから谷さんと田中さんね。これはこんな詳細調査は科学じゃないでしょう。これは僕は科学者同士として話したい。これは科学じゃないですよ。だから詳細調査、詳細調査と言ってますけど、それは詳細ではありません、ただ何か乗り込んでいくための口実を作っているだけです。全く意味ないんです。私の話していることは利害のことを話してるんじゃないですからね。科学の話をしてるんですからね。科学はどの国だってみんな共通してるんですから。利害じゃないですから。これは絶対譲ることはできないんです。いいですか、絶対譲ることできないんですよ。日本は国際的な民主主義社会の一員でしょう。それは科学は正しければ何国人の研究であろうと、何人種であろうと、貧乏であろうと金持ちであろうとそんなこと関係ない、正しいことだけが通るのが科学ですから。有識者会議はそれをちゃんとやってほしい。以上です。

司会：ありがとうございます。3カ所とも地滑り地帯ではないという理由で選んで

いるのはおかしいのではないか。ボーリング調査だけだと、もう建てられる結論しかないのではないかといったご指摘かと思います。有識者先生、若しくは環境省の方からお願い致します。

新崎補佐：まず、今、先生の御指摘ですけれども、まず現在のところは、一律に使えるようなGISデータを使って候補地を絞り込んだ段階でありまして、今後そういうことについて文献調査とかして調査を進めていくという手順になっておるので、あくまでも現在はまだ途中段階の状態であると認識していただきたいというふうに思います。

質問者：途中だというわけですね。私は多分地質のことについては今、候補地になっている、宮城県全部でもいいです、多分新崎さんよりも知識があるでしょう。私が見たらさっき言ったパラメーターを新たに変えればみんな吹っ飛んでしまうんですよ。それは文献調査だけで即座に分かります。私なら多分1日で分かったですねこれは。そういうものなんです。だからこれ、今の3つの候補地はゼロになることがあるんですね。いいですか、科学者のお二方。ゼロになることあるんですね。

会場：お答えください。

室石参事官：すみません、有識者会議の方が多分お答えになると思います。その前に一言だけ。

司会：お願いいたします。

室石参事官：私どもは有識者会議に科学的な検討と評価をお願いしております。その結果を受けてどうするかというのは行政で決めることであります。ということだけ申し上げさせていただきます。

田中座長：ありがとうございます。いくつかちょっと私が答えなければいけないという場面が何回かありました。最初の方が質問された何百年も保存しなくちゃならないという、100ベクレル以下にするというような。

会場：10ベクレル以下。

田中座長：10ベクレル以下、という話がございました。放射能、セシウムのことですけれども、半減期があって半減期ごとに半分半分になりますけれども、ここで言うのはセシウム134の半減期は2.1年です、それからセシウム137が30年。その期間ごとに半分になるのですけれども、私どもが目指しているのは宮城県では

8,000ベクレル以上の指定廃棄物で、最大でも3万ベクレルぐらいです。平均するともっと低いと思いますけども。セシウム134はすぐなくなってしまうので、当初から比べれば数十年経つともうそれはゼロぐらいになります。30年経つと全体では4分の1、さらに30年で8分の1と、このようになっていくわけですね。そうすると8,000ベクレル以下になるのが30年ぐらい。90年ぐらい経つと16分の1になるということで、この指定廃棄物による人への健康への影響はまず考えなくてもいいぐらいになる。

会場：そこが甘いんだって。

会場：そんなことはもう。

会場：自分の家に持って帰ればいい。

田中座長：だからこそ今のような39カ所に分散して保管しているのが安全かという安全でないの、それを1カ所に保管して安全になるような構造の中に入れて封じ込める。ですから今、分散されているリスクを封じ込めてなくしてしまう、これがこの遮断型の構造の処分場で封じ込める。私どもは安全な施設を造るというのに安全ではないという意見がございましたけども、安全は0か、1ではない、できるだけ安全になるようなことを考えて総合的に見ればここまでやればいいたろうというようなところを目指しているのが私たちのアプローチです。

会場：ほかの放射性物質は公開してないのかよ。

会場：なに言ってるの。

会場：134と137しかこれは書いてないけど、じゃあほかの問題はどうなるの。

田中座長：ほとんどセシウムを考えておれば今回の場合は大丈夫です。

司会：すみません、お静かにお願いいたします。

会場：調べる必要はあるでしょう。

田中座長：いや、いろいろデータ、情報に基づくとセシウムを考えておけば、他の放射性物質のレベルが問題ないぐらい桁違いに低いので、セシウムを考えておればいいと思っております。従って、今の指定廃棄物のいろいろなリスクを改善するということの提案です。1つのところに入れて宮城県全体の環境保全をする戦略なんです。長期保管施設が環境保全しないで、環境破壊するというのは非常に心外で、環境保全するための提案なのです、これ施設は。

会場：やってないから。

田中座長:いや、廃棄物処理も全体そういうふうに見られることがありますけども。

会場:そんなことやったら日本国中住めなくなるぞ。

田中座長:そんなことないです。

会場:よそに持っていけ。だから白紙撤回。

司会:すみません、ちょっとお静かにお願いいたします。

田中座長:だから整備する保管施設を今より桁違いにリスクを小さくするという選択で、生活環境の保全のために必要な施設の場所です。

司会:はい、ありがとうございます。あと、ただいま頂いた御質問、御指摘の関係で谷委員の方からもございましたらお願いいたします。

谷委員:よろしいですか。素因について。

司会:すみません、お静かにお願いいたします。すみません。

谷委員:3地点について地滑りの懸念があることは私も承知しております。それから御指摘のように素因があることも承知しております。素因というのは例えば地下水位が高いとか、傾斜が急であるとか、地質構造的に元々滑りやすいとか、そういった地滑りの原因となる性質が備わっているということは認識しています。しかしながら、この候補地の選定のフレームワークが地図情報として一律のデータが全国的に揃っていることですから、この素因についてこの条件を満たす地図情報がなかったということが問題なのです。詳細調査の中で素因を十分に考慮に入れて、かつ調査の計画自体についても素因が明らかとなるようにすることが私は大切だと思っています。それから、詳細調査が無意味であるという御指摘に対してですが、私は無意味ではないと思っています。弾性波探査についても御指摘のPS検層というのは考えておりません。先生のおっしゃっているのは孔内受発信の形式だと思いますけど、反射法で地質構造を明らかにするという方法を考えています。地滑りをターゲットにしておりますので、平均的な弾性定数を求めているというよりは、流れ盤構造があるのか、基盤がどこにあるのかとか、弱構造みたいなものがあるのかとか、そういったことを対象に計画を練っております。それからボーリング調査も最も弱いところをちゃんと探し出さなければいけませんけれども、滑り面の構造を特定するのにボーリングというのは、最も目で見えて確実に押さえられるという意味では無意味だということはないと思います。ですので、まずは懸念されるその地滑りについて十分な情報が得られるような調査計画をも

って、きちんと詳細調査をするということが重要だと思っております。以上です。

司会：すみません、マイクをを持ったの御発言をお願いいたします。

質問者：発言の内容は分かりました。しかし3候補地を詳細調査をして何らかのことが分かっても、ほかと比較する場合にはほかも同じような詳細調査しなきゃ駄目でしょう。だから駄目なんですよこれ、そういうロジックは。お分かりでしょう。そういうことなんですよ。

谷委員：3候補地以外の選定されなかったところも含めて比較しようというのは、それはこのストーリーでは難しいですね。

質問者：うん、だからこの方々は3候補地選ばれて、それで違いうだろこう言ってるわけですよ。それに対してほかのところを見ないで3候補地だけ勝手に選ばれた、間違っ選ばれた3候補地を再調査してどこと比較するか。3候補地以外と比較しなきゃ皆さんは、心の虫はもう収まらないのは当たり前じゃないですか。そうなんですよ。だからロジックちゃんとしましょう。

室石参事官：先生、そこは先ほどの一次選定のところのスクリーニングであったところで、ほかの3カ所以外の候補地については何かしら欠落する原因があったということなんです。ですからその地域は多分その前に。

質問者：違う違う違う、室石さんね。

室石参事官：例えばその緑の回廊であるとか、地滑り危険地域であるとか。

質問者：室石さん、そんなこと全部分かってる。

室石参事官：そういうところで駄目だというのが先に来るんです。

質問者：室石さん、そんなことは私、全部分かってますよ。点数が低かったんですよ。だからスクリーニングパラメーター変えれば点数が変わるの当たり前でしょう。だから先ほど言ったように上流か下流か、風下か風上か、地滑りの素因があるかといったようなことを入れたら結果が変わるでしょう。当たりの話、当たりのことですよ。だからロジックが間違っているんです。それから田中さんにちょっと言いたいんですけど。3.11でわれわれが学ぶべき教訓というのは大変稀であるけど、でも確実に地震は起きるわけですね。ということが分かった。それから放射能ね、これは8,000ベクレル以下は何ということはないっていうようなことはあるかもしれないけど、それはよく分からない。分からないことはいくつもあるんで、そのときに今は処分場を建てる前ですから安全性を最優先しま

しょう、何もそんなより危険なところに持っていく必要はないわけですよ。コンクリートをたくさんガッチリしたもの、コンクリート構造物を造りましょう。これはその方面の方々のお仕事です、当然です。どなたか前々回だか設計した方が、あの貯蔵所は安全ですって、こう言うわけですね。いいんですそれで、そのぐらいの誇りを持ってちゃんとやってほしいんです。でも、そういうものも壊れる可能性がゼロではないわけですよ。だったら造る前により安全な所に、サイトも選びましょうということ言ってるだけなんですよ。

司会：はい、御意見、御質問ありがとうございます。すみません、もう少しで8時半、お時間ということで、もう時間で帰られる方もいらっしゃると思います。あらかじめ御案内申し上げます。もしお帰りになられる方がいらっしゃる場合には、後方から順次御退場いただきますようお願いいたします。その際、資料に同封しておりますアンケートがございます。こちらアンケートご記入後、会場の出口の前に回収ボックスがありますので、そちらにお入れいただければと思います。意見交換の方、もうしばらく続けたいと思いますので、引き続き御質問、御意見ある方、お願いいたします。右から2番目、今、立たれた方お願いいたします。

質問者：初めて参加させていただきました。環境省あるいは有識者の回答を聞いて、非常に腹立たしく思っております。丁寧な説明が全然説明じゃなくて説得しているというふうな感じで、誰も納得してないというのが実情だと思います。私の意見はいろいろな方々言っておりますけれども、この地域に住む人間として、農業を生業としている人間として、素直な気持ちでこの負の施設はいらないと、ただそれだけでございます。宮城県の市町村長会議、あるいは有識者会議がどういう議論をしてこういう結論を出したのか、そんなことよりもやっぱり地域に住む方々の意見というのは絶対に大事にしなければ。それこそ丁寧に説明をしても絶対無理な話だと思いますけれども、われわれは子々孫々のためにもこういう負の施設は絶対いらないと、ただそれだけでございます。以上です。

司会：ありがとうございます。市町村長会議よりも地域の意見が大事という御意見でございます。引き続き。じゃあ奥の方で今、手を挙げております女性の方、お願いいたします。

質問者：すみません、加美町の者です。まずテレビカメラの方をお願いしたいと思います。録画しても結構ですがテレビの方、流さないでください。なぜかという

と、一般町民がこのようなカメラに向けられて平静な心でお話しできると思いますか。まずこのフォーラムに私は初めて参加しましたが大変残念です。本当にがっかりしました。ここは住民の意見を聞く場じゃないんでしょうか。たくさんの説明がありましたけれども、この資料も全部読みましたけれども、どこにも住民の気持ちを汲み取るものがありません。先ほど有識者会議では民意を反映する場ではないとおっしゃいました。そして大臣が責任を持つというふうにおっしゃいました。大臣は3人目です。私は昨年1月の20日から本当に1日もこのことを忘れたことはありません。そして大臣が3人も変わったんです、どうやって責任を持つんですか。丁寧に説明する、地元で理解を得る努力をするというふうにして新しい大臣はおっしゃいましたけれども、山の上でそのようなことができますでしょうか。私たちは家族で何回も山に登りました、その時に環境省の職員の方が、あなたたちの気持ちは分かりますとおっしゃいました。分かるんだと思うんです人としては。だけれども仕事で来てるんだと思うんです。じゃあ誰がその民意を汲み取ってくださるんでしょうか。必ず午前中にいらっしゃると午後は本省に聞いてから来ますというふうにおっしゃいます。大臣の決意で調査は行われるのであれば、私たちの民意を大臣に直接今日お越しくくださった環境省の方は伝えていただきたいと思います。そして有識者の方々、技術的なこと、それから科学的なこと、この観点から評価をして選定をしたというふうにおっしゃいました。このことに対する反論は東北大の先生ですとか専門家の皆さんがおっしゃってますので、私の分かることではありませんが、科学や技術というのは人のためにあるんじゃないでしょうか。民意というのは人の生活なんだと思うんです。加美町はちっちゃい町です、農業、林業、畜産業、商工業、全部処分場が来たらダメージを受けます。私たちの生活はどうなるんでしょうか。昨年1月20日から心穏やかに過ごすことができなくなってる私たちの気持ちを、誰が大臣に伝えるんですか。明日の朝ではなくて今日、これが終わったらすぐに大臣に伝えてください。そして明日の調査を本当に止めてください。有識者の方も環境省の方も東京の方だと思うんですけれども、加美町の朝、山の上どんぐらい冷えるか分かりますか。そこに70歳、80歳の方が上ってあそこで反対運動する気持ちを本当に分かってほしい。感情論ではないって言うんだったらとっくに決まってますよね。地元で理解を得る努力をするというふうにして大臣がおっしゃってるのであれば、地元の

人々の心を考えてると思うんです。ですのでどうぞ大臣にお伝えください。山に
来ている職員の方とお話しをしてもどうにもなりません。だって職員の人たちは
決められないですから。大臣に私たちの気持ちをどうぞ伝えてください、お願い
します。

司会：御意見ありがとうございます。一連の説明で住民の意向を汲み取るものがな
いと、是非大臣にそれを伝えてほしいという御意見でございます。あと、科学は
人のためにあるのではないかという御意見を頂きました、ありがとうございます。
壇上の方にいったん戻します。

室石参事官：大臣に今日の今の方だけでなく多分ほかの方の御意見もということだ
と思いますけれども、伝えるべきというご意見、ありがとうございます。是非大
臣の方に報告致します。ただ、報道等で御存知かもしれませんが、今日、明日、
大臣、福島の方に出張でございます。できるだけその中で早くやりたいと思いま
す。

司会：続きまして御意見、御質問ございますでしょうか。じゃあ中段にいらっしゃ
います方、お願いいたします。

質問者：先生にお聞きしたいんですが、いろんなリスクがあって施設のバグフィル
ター、それからベントナイト、それを使っても万一それを通して出てしまった場
合の対処方法というのは考えてるんですか。それは考える必要ないというのです
か。それをお聞きしたいのが1つです。それから室石さんですか、お聞きしたい
んですが。なんで福島が中間処理場で、私たち加美町が最終処分場なんですか。
それを聞きたいんですよ。なんで福島は30年で撤去するのに、加美町は最終、
何百年も置くんですか。大変疑問に思います。それから民主党の先生方も特措法
は見直すべきだ、あれは失敗だったと言いながら、自民党は民主党がつくったも
んだからいいんだという、そいつを利用するというのはおかしいじゃないですか。
作ってる本人が駄目じゃないのと言ってるんですよ。是非見直すべきですよ。よ
ろしく申し上げます。

司会：ありがとうございます。有識者の委員にバグフィルター、ベントナイト以降
の対処方法、環境省の方には福島中間貯蔵、なぜ宮城に最終処分場というご指摘
でございます。まず有識者の先生の方からお願いいたします。

谷委員：ベントナイトを使って吸着して、それから健前なコンクリートで覆ってい

るからそれでおしまいというわけではございません。やはり想定外のこと、それから人間が予想できなかったことも起きるかもしれませんのでモニタリングをします。不測の事態が発生した場合には、それに対する対策を直ちに打つというふうに考えております。

室石参事官：2点目の中間貯蔵は30年ではないかという御指摘。すみません、私ども、最初にもっと説明するべきだったかと思えます。ありがとうございます。実を言いますと福島も、指定廃棄物については最終処分場に入れるという計画になっております。これはフクシマエコテックという民間の処分場を、国が国有化して指定廃棄物を最終処分するという計画を富岡と楢葉の方をお願いをしているという状態でございます。30年ではございません。じゃあ中間貯蔵は何なんだということになります、中間貯蔵というのは除染廃棄物を基本的に入れる施設でございます。先ほどの指定廃の成り立ちを5ページで示しておりましたけども、指定廃というのは放射性物質がくっついただけであって、元々廃棄物であったり、それから副産物であったりする物なのですね。だから、つまり世の中の的には以前から存在していた、3.11以前も物としては存在していたのです。ところが除染廃棄物というのは除染という行為が3.11まで全くありませんでした。ですから除染廃棄物というのは社会的に処理する仕組みというのは全くない、そういう廃棄物なんですね。だから、一からというかゼロからその除染廃棄物を処理する仕組みを作らなければいけないということは御理解いただきたいと思うのです。その処理する仕組み、つまりきちんと運んで、ある施設に入れて、減衰を待つというものを新しく作るということで、特別な中間貯蔵が造られたということなので、指定廃とちょっと異なっております。宮城でやろうとしております指定廃棄物については、福島県の方の指定廃棄物もちゃんと最終処分に入れるということでお願いしているので、同じでございます。

司会：すみません、多くの御意見、御質問をいただいております。ちょっと時間が超過しておりますのであと10分、20分にしようと思うのですが、今、手を挙げられている方に一通り順番にマイクをお返ししようと思っておりますので、4名、順にお返しいたします。最前列の方、お願いいたします。

質問者：大崎の者です。今日も加美町で現地調査をしようかというところに立ち会いましたけども、それを進める法的な根拠を教えてほしいんですね。憲法の92

条には地方自治の本旨と書いてある。これの中身は御存知のように団体自治を尊重するということが入っているわけですね。加美町は議会も行政も反対の意思を明確に述べているわけです。団体の意思は明確ですね。これを尊重するのが基本だと私は思うんですね。それにもかかわらずできる法的根拠は多分特措法でしょうけども、特措法は明らかに下位法ですよ。憲法と特措法では格が違いますよね。どちらを尊重するかは分かりますよね。にもかかわらずできる根拠をちょっと説明してほしいんですね。

室石参事官：今のステージは先ほどのパワーポイントにもありましたように、詳細調査の候補地が3カ所決まって、そこに詳細調査を行おうとしているという段階です。決して施設を建設しようとしているわけではない状態です。国有地を国が詳細調査を行おうとしているという、そういうステージで、まだそれもできていません。そういう段階で施設を造るということであれば、おっしゃった通り地元の意思について憲法がどうということについて私も理解できますけれども、自分の土地というか国有地であるところについて詳細調査を行おうとしていることについて、今おっしゃった憲法が適用されるかということについては、よく法学者の方とも話をしてみたいと思います。私の考えはそういうことです。

質問者：よく分からないね、今の説明はね。要するに加美町及び加美の議会はなんでクレームを付けてるかということ、要するに今までの過程に問題があると言っているわけですね、そもそも。だからそこを白紙撤回しなさいと言ってるはずですよ。だから国有地だから何やってもいいという話じゃない。

室石参事官：はい、御意見として承ります。

司会：ありがとうございます。先ほど手を挙げられていた最前列の方、お願いいたします。

会場：失礼じゃないか。

会場：答えろよ今の。

会場：さっきの答えと変わってるじゃないか、答えろ。

会場：誠意がない。

室石参事官：ただ今、御質問者ではない方からの再度答えろという御意見についてお答えをいたしますが。まず1つ、先ほどと答えが違うのではないかという点については、御質問者の方がまたそれに加えて申し上げたことについてのお答えだ

ったから、違う答えになっているということです。

司会：すみません、引き続き次の方、お願いいたします。すみません、御時間の都合で。

質問者：ここまで来てきちっと答えてほしいときには答えていただきたいと思います。栗原市の深山に建設しようとしてる所の栗原市の文字地区、深江町ですけれども。この調査は20何年前ですかね、25年ぐらいになるんですけれども、その時の航空写真なんですね。私たち岩手・宮城大地震で崩壊した荒砥沢ダム、あるいは栗駒での大事故ですね、見ればそういうことは一切ないんですね。何もしないで20何年前の資料してね、そしてこの資料を作ったでしょう、信用できますか。私たちは今すぐ、今困ってることで対処してるんです。うちの市長もそこで最初調子付いておれに任せとけと言ったかもしれないけど、実際にはその場所は駄目だというのは分かっているから、うちの市長も怒ればいいのにさっぱり怒らないですね。そういう点では残念なんですけども。でも、一緒に反対していくって意志が強いのでがんばっておりますけども。それで私言いたいのは特措法案ですよ。特措法案は廃止してください。全然本当になんであれなの、福島で起きたのをなんで私たちが責任取らなきゃいけないの。そういうことを私たちは国民としてあれです、きちっと態度を示すべきであると思います。そういう点で私は、今、発言していますが。質問ですが、なぜこの場所に東京電力の人が来ないのですか。環境省のこと何も、東京電力のこと何も環境省はあれでねえの、味方することないんでねえの。きちっと東京電力を処分してくださいよ、ちゃんと法律作って。本当に公害と同じでしょう、環境、あれは、全国で50何カ所もあるあれをまた再稼働するなんて、何言ってんですか本当に。処分もできないで。こんな説明したって、皆さん分かりますか。口で上手に言ったって、私たちは本当に認めることできません。明日からの調査を、明日からですよ、止めてほしいです。このような答えられない環境フォーラムは止めていいです。そうですよ本当に。そういう点でしっかりと私たちが今言われた、私たちの先輩から何か言われたことをしっかりと踏まえて環境省に帰ってほしいです。終わり。

司会：御意見ありがとうございました。ありがとうございました。先ほど手を挙げられていた方で、2番目の方、お願いいたします。

質問者：時間がないので簡潔に。このパンフ、課題解決に向けてのフォーラムです

よね。だからやはり課題を浮き彫りにして、真摯に論議しなければ解決はできません。私たちも処分場は、あるいは処分しなければならないというところでは環境省の皆さんと変わらないと思ってます。問題は安全とか未来とか将来とか、子どもたちとか命とか、そういう点でずれがあるのですよね。3点だけ質問です。

1点はこのパンフの14ページですね。県内処理をしていくと。今のところ5カ所ですか、候補地挙がってますよね。私が疑問を持っているのは、埼玉県は指定廃棄物が存在してないことになってるんですよね。実際はあるんだけども、申請していないから指定廃棄物は埼玉県に存在してません、というふうに統計的にはなってます。また、岩手県の一関市ですね、ここにも指定廃棄物はありません。いわゆる申請してないからですね。ところが一関は一般廃棄物と混ぜて既に焼却してます。私の発言の根拠なんですが、今、指定廃棄物は1都11県で16万トンあるそうなのですよね。福島が13万、これは原子力資料情報室の最新号のパンフに書かれていた15年6月末の統計なんですけれども。その意味では1都11県の指定廃棄物はどうするんですか。あとは指定廃棄物というふうに申請してない埼玉とか一関とか、その外あるかどうか分かりませんが、そういうところのいわゆる特措法の矛盾というのですか、行政の矛盾。こういうのを放置しながら今のやり方をするというのは理不尽というのですか、齟齬というんですか、ちょっとあり得ないというふうに私は思います。今のが1点目です。2点目ですね。

これは19ページですね。長期管理施設の安全性に関して書いておられますね。問題はこの処分場のスペックというのですか、性能ですか。先ほどの専門家の方も指摘していましたがけれども、安全性が本当に担保されているのかどうか。低レベル廃棄物ですよね、今回の場合は。低レベルでもいわゆる比較的高い低レベルの廃棄物、それから比較的低い廃棄物、それから極めて低い廃棄物、この3つがあるそうなのですよね。指定廃棄物はどこに収まるんですか。かつ、その廃棄物の種類によって処分する場所、処分する施設のスペックが当然違いますよね。あの六ヶ所に埋設センターありますよね。あと福島には中間貯蔵施設ができますよね。その他最終処分場、まずとりあえず3つの種類があるんだけども。そういう施設のスペックですね、安全性、これが本当に情報公開されて安全かどうか、私たちに納得する説明はないと思うんですよね。文言に必ず二重の安全性とか三重の安全性と言ってますよね。これは昔、3.11前に五重の安全性で事故が起こら

ないというやつの繰り返しに思えるんですね、私たちにとっては素人としては。二重であろうが三重であろうが、それを信じるわけにはいかないというのが私の認識なのです。だからその意味では処分場のスペック、安上がりで安全性に問題があるような、そういう施設を造ろうとしているんじゃないかという危惧を私は持っています。立地点も施設の問題も含めて。これが2点目です。3点目、随時モニタリングを実施しますというふうに言ってますよね。モニタリングに関して言えば、今の法律で放射性物質の環境基準とか排出基準が法的に明文化されていますか。そういう法律がありますか。そういう法律がない中でモニタリングというふうに言ったって、それは恣意的ですね。というふうに私は思います。有害物質には必ず環境基準とか排出基準の法律があるんですね。ただこの放射性廃棄物に関して一貫する環境基準とか排出基準は、法律ではないというふうに私は思ってます。その辺を正したいなど。それがなければ環境アセスメントもモニタリングも絵に描いた餅です。そういう法律を作らなければモニタリングはできません。以上です。

司会：ありがとうございます。全部で3点頂きました。1つ目、1都11県、あと埼玉県、一関市などにおいてはどうするかというのが1つ目。2つ目が施設のスペック、安全性の担保をどうするのか。あと3つ目にモニタリング、法律に明文化されてない中、どのようにやっていくのかという3点でございます。

室石参事官：まず1点目、1都11県の処理はどうなっているのかということでございます。まず事の起こりを申し上げますと、今、先ほど統計も引っ張っていただいたのもう御説明は省きますけれども、量も多い、それから濃度もある程度高いという5県について、国が1カ所に集中管理する施設を造っていくことを、最初に方針として環境省で決めております。じゃあ残りの福島プラスでいきますから6県ですが、6県以外のところはどうしているのかということですが、そういう意味では量が少ない、濃度が低いということでもありますので、例えば東京都であれば、既に中央防波堤外に東京都の処分場がありますけれども、そこで一時保管管理をしているという状態です。ですから減衰していったら8,000を下回れば、そのまま最終処分場での処理に切り替わる、そうできるようなやり方を採っています。ちょっと新潟県は特殊ですけれども、各県それぞれの地域地域に応じて適した処分方法を取っているという理解でございます。2点目の、

まずレベルがどういうものなのか、スペックはどういうものなのか、公開されていないのではないかとありますが、確かに3.11という事故自体が大変珍しいものですので、世界的なというわけにはいかないにしても、放射性廃棄物ですね、放射性施設から出てくる放射性廃棄物ということでいけば、IAEAの方で放射性廃棄物のガイドラインを出しております。その中で比較を致しますと、10万ベクレル以下についてはVLLWと呼ばれている極低レベル、Very Low Level Waste というふうになっておりまして、素掘りで処理していいということになっております。10万ベクレルを超えると管理型に変わりますが、私ども通常の指定廃についてはVLLWに相当しますが、きちんとコストをかけた立派な安全性の高い施設を造ろうと私ども考えております。それから3点目、モニタリングについてですけれども。まず基準ですけれども、例えば焼却炉の基準についてはこれは決まっております、焼却炉の場合、大気の基準ということになります。134と137がそれぞれ1立法メートル当たり20ベクレルと1立法メートル当たり30ベクレル、そういう基準がございます。それから排出するという事自体の基準というのは考えなければいけないかもしれませんが、基本的に河川あるいは地下水については、1リットル当たり10ベクレルという基準が飲用水の基準から引っ張って、私どもの水・大気環境局の方でそれを踏まえた管理が必要と考えておりますので、基本的にはそういう環境水としての10ベクレルというのが念頭に置くべき値かなと思います。もちろん宮城県の方の環境部局とも相談して、さらに上乘せが必要ということであればそれに対応していくということになるかと思っております。以上です。

司会：最後になりますけれども、真ん中で先ほど手を挙げられていた赤い帽子の方、先ほど手を挙げられていたかと思うのですけれども、よろしゅうございますか。最後になります、お願いいたします。

質問者：先ほど専門家の方が16分の1に百何十年で減ってしまうのですぐ安全になりますって、ちゃんと閉じ込められるって話をしてたんですけども。100年以上の容器は耐用年数が100年以上もつものは人間は造れないそうです。コンクリートであれ金属であれ、100年以前にもう壊れてしまうそうです。だからもう安全処分とか安全管理というのはもう詭弁以外の何者でもありません。だからもうこれは発生者責任で、経済産業省が原発を推進してきた経済産業省のビル

にするか、福島第2原発の敷地とか東京電力の敷地に返すべきです。これ以外に
もうありません方法は。

司会：東京電力あるいは経産省の方の敷地に返すべきではないかという御指摘いた
だきました。

新崎補佐：すみません、コンクリートの100年の部分ですけれども。先ほどちょ
っとご説明しましたように、鉄筋コンクリートについては鉄筋が腐食しないよう
な手立てを取るとか、あとは配合ですね、そういったようなものをして十分にも
つようなものを造っていきたいと考えておるところです。それと100年もつて
いる建物がないといったような御指摘もございましたけれども、例えば布引ダム
ですね、1900年に最初にできたものですが、実は関東大震災も耐えて、
先日の関西であった阪神大震災にも耐えております。そういったものもございま
すので、そういったものを参考にしながら十分にもつ物を造っていきたいと考
えていきたいと思っております。

司会：多くの御意見、御質問ありがとうございます。また、進行の不手際で、時間
が超過して申し訳ございません。大分御時間が過ぎております。これで環境省と
考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラムを終了させていただきます。た
だ、まだまだ御意見、御質問あるかと思えます。環境省では指定廃棄物のお問
い合わせ窓口を設けております。本日お配りしたパンフレットの最後のページに
も連絡先等がございますので、御意見等ございましたら引き続きこちらまで願
いいたします。本日はお忙しい中御参加いただきまして、また、御意見を頂きま
してありがとうございます。